

既存不適格建築物等の増築等に関する日影の許可基準イメージ図

許可基準	日影の基準のイメージ図	備考
<p>許可基準第3条(1)</p> <p>増築等に係る建築物(既存部分を除く。)の日影は、法第56条の2第1項本文の規定に適合しなければならない。</p>	<p>増築部分のみの日影については、日影規制に適合すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分のみの平均地盤面からの水平面で検討
<p>許可基準第3条(2)ア</p> <p>敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、既存部分が生じさせる日影の領域における日影時間を増加させないこと。</p>	<p>複合日影の各時刻の日影形状図について、下図の青色の部分に、増築部分の時刻別日影が重ならないこと</p> <p>既存部分が生じさせる日影の領域のうち、敷地境界線から5mを超える範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 増築等により平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用
<p>許可基準第3条(2)イ</p> <p>敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、法別表第4(に)欄の「敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間」以上となる部分を増加させないこと。</p>	<p>複合日影の等時間日影図について、増築部分により増加する等時間日影線は、敷地境界線から5m以内の範囲に収まること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 増築等により平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用
<p>許可基準第3条(2)ただし書</p> <p>市長が公益上又は建築物の用途上やむを得ないと認める増築等で、隣地等に既存部分が生じさせる適合しない日影部分を増加させないものについては、この限りではない。</p>	<p>公益上又は建築物の用途上やむを得ない増築等※については、複合日影の等時間日影図の適合しない日影部分の範囲が増加しない場合は、ただし書が適用できる。</p> <p>↓ 適合しない日影部分の範囲が増加しない</p> <p>※公益上又は建築物の用途上やむを得ない増築等</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・病院等の公益上必要な建築物であって、その機能を全うするために増築する位置が限定されるもの 多数の者の利用に供する建築物におけるバリアフリー目的のエレベーターの増築であるなど、用途上必要な建築物でその機能を全うするために増築する位置が限定されるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 増築等により平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用

※詳細は川崎市まちづくり局指導部建築指導課建築許可担当(TEL:044-200-3007)までお問い合わせください。